

令和3年9月10日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長（令和3年9月30日まで）における 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について（依頼）

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年9月9日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月30日までとされました。

そのため、本市における幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等^(※)の利用については、令和3年8月20日付けで保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について」の取り扱いを令和3年9月30日まで継続することとします。

幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等は、原則事業を実施し、引き続きご利用いただけます。

一方で、市内の幼稚園等からの園児や職員の感染報告の件数は、4月から7月は月に10園前後でしたが、8月は約50園と急増しており、感染拡大防止の観点からも、ご家庭での保育が可能な場合には市型預かり保育等の利用を控えていただくよう引き続きお願いいたします。家庭内感染も増えているため、同居家族に感染が疑われる場合にも、可能な限りご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

休暇取得等に際し、勤務先へ提出するための本市から雇用主様あての依頼文もご用意しましたので、必要に応じご活用ください。

改めてのお願いになりますが、特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等には、市型預かり保育等の利用を控えるなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等の利用は、必要な日及び時間でのご利用を改めてお願いいたします。

（利用にあたってのお願い）

・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には市型預かり保育等の利用を控える

（咳、くしゃみ、鼻水等があっても、感染性のものでないと医師が判断する場合は、利用していただいて構いません。）

- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

次ページあり

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 利用料について（市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ）

令和3年9月30日までの間、市型預かり保育等の利用を控えた日数に応じて、利用料を減額することとし、後日還付いたします。

利用状況については本市が園に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

<担当連絡先>

保育・教育運営課 671-2085